

広島県告示第六百七十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成八年広島県告示第千二百十三号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

豊島漁港海岸

二 地区海岸名

大浜地区海岸

三 地先海岸名

大浜地先海岸